

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住所	備考
川根設備工業(株)	茨城県笠間市安居1798の1	

2. 指名停止措置期間 令和 3年 5月 6日 ~ 令和 3年 6月 5日 (1箇月)

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

### 4. 事実概要

川根設備工業株式会社の元代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反したことにより、令和3年4月19日、水戸地方裁判所から禁固刑(執行猶予)の判決を受けた。

### 5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

#### <笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

#### 問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)